

監査結果のあらまし

～令和元年度の監査結果から～

令和2年4月

岐阜県監査委員事務局

目 次

1	監査委員制度	1
2	監査等の主な種類	2
3	定期監査	4
4	随時監査	19
5	財政的援助団体等監査	20
6	決算審査（一般会計・特別会計）	23
7	決算審査（公営企業会計）	27
8	健全化判断比率及び資金不足比率審査	29
9	住民監査請求に基づく監査	30
	(参考1) 指摘事項等の推移	31
	(参考2) 包括外部監査	34

※「監査結果のあらまし」は、年間を通じて、既に県公報などで公表済みの監査等の結果をとりまとめたものです。

監査等の結果の詳細については、岐阜県監査委員事務局のホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/kansa-iin/>

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており*、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに地方公共団体のその他の事務の執行が適正に行われているかを公正不偏の立場から監査します。監査委員は、知事が県議会の同意を得て選任することとなっています。

岐阜県の監査委員の定数は5人で、県議会議員から2人、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から3人が選任されています。

■令和元年度の監査委員

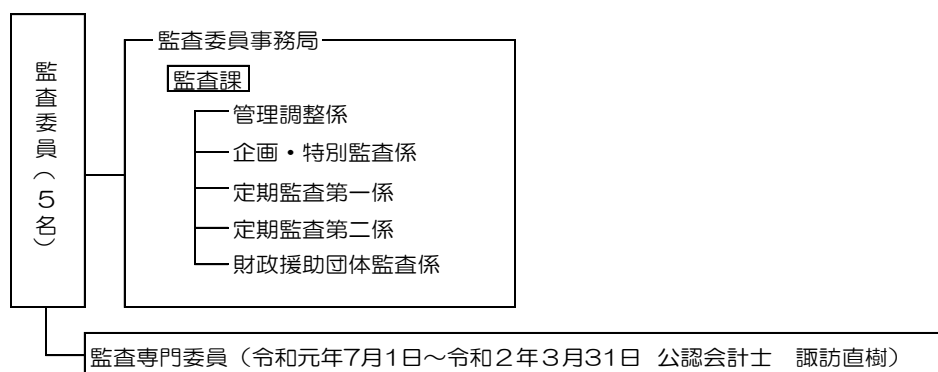
		氏名	就任期間	備考
議選委員 (県議会議員)	非常勤	山本勝敏	平成30年5月8日～平成31年4月29日	
	非常勤	太田維久	平成30年5月8日～平成31年4月29日	
	非常勤	田中勝士	令和 元年5月8日～	
	非常勤	加藤大博	令和 元年5月8日～	
識見委員	常勤	鈴木 靖	平成31年4月1日～	代表監査委員
	非常勤	藤 良寛	平成24年5月8日～	弁護士
	非常勤	長縄直子	平成31年4月1日～	医療法人理事

* 地方自治法第195条第2項において、都道府県の監査委員の定数は4人ですが、(各都道府県の)条例で定数を増加することができるものと規定されています。

また、同法第196条第1項において、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとされています。ただし、条例で議員のうちから選任しないこともできると規定されています。

岐阜県では、岐阜県監査委員条例第2条により、定数を5人とし、同条例第3条により、議員のうちから選任する監査委員の数を2人と規定しています。

【組織図】令和元年度



監査委員事務局では、監査委員が行う監査等を補助しています。

2 監査等の主な種類

監査委員は、主に次の観点に留意して、各種の監査や審査等を行っています。

- ・ 県は最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか
 - ・ 県は組織及び運営の合理化に努めているか
 - ・ 県の事務の執行が法令などの定めるところに従って適正に行われているか
- なお、監査等の種類には、主に次のようなものがあります。

○定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて監査をします。

○随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項）

定期監査のほか、必要があると認めるときは、県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、抜き打ち監査をします。

○行政監査 [テーマ監査、事務事業監査]（地方自治法第 199 条第 2 項）

必要があると認めるときは、県の機関における事務の執行について監査をします。

○財政的援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

必要があると認めるときは、県が補助金などを交付している団体、県が資本金等の 1 / 4 以上の出資を引き受けている法人、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）を対象に、財政的援助等の目的に沿った事務の執行が行われているかを主眼に監査をします。

○例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2）

県の現金の出納について、毎月検査をします。

○決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

知事から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計）の決算書等について審査します。

○基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

県が特定の目的のために定額の資金を運用する以下の基金について、知事から提出された運用の状況を示す書類について審査します。

- ・土地開発基金
- ・美術品取得基金

○健全化判断比率及び資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

財政状況を表す指標（健全化判断比率及び資金不足比率）に関して算定が正しく行われているかについて審査します。

○住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条第 4 項）

公金の支出や財産の取得・管理などが違法又は不当に行われていた場合などに、住民からの監査請求に基づいて監査をします。

■参考

定期監査、随時監査及び財政的援助団体等監査において使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

指摘事項等：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なものを「指摘事項」、それ以外のものを「指導事項」としています。このほか、事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の関係課に対し制度の見直し等を求める事項を「検討事項」としています。

出資・出^{えん}捐団体：県が資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出^{えん}捐（一般的には、金銭や品物を寄付することを表す。）を行っている法人

補助金等交付団体：県が補助金や負担金等を交付している団体

指定管理者：地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、県が指定して、公の施設の管理を行わせている法人その他の団体

3 定期監査

本庁及び現地機関の全 372 機関を対象として、定期監査を実施しました。

(1) 指摘事項等の概要

監査を実施した結果、指摘事項 106 件、指導事項 126 件及び検討事項 6 件（計 238 件）について、是正又は改善若しくは検討を求めました。

指摘事項等の件数は、平成 30 年度に比べて 45 件増加しました。その主な要因は、契約審査会の未実施などの契約手続きの不備が 10 件から 25 件に増加したことや、強風による毀損事故が新たに 12 件発生したことなどが挙げられます。

指摘事項等については、是正又は改善若しくは検討を求めた結果、令和元年度末までに 232 件について、知事等から措置を講じた旨の通知がありました。これらの改善状況については、令和 2 年度に実施する監査の中で検証していきます。

【指摘事項等の件数】

（単位：機関、件）

区分	監査実施 機関数 A	指摘事項 等あり B	割合 B/A	指摘事項 等の件数			
				指摘	指導	検討	
知事部局	202	89	44.1	134	68	61	5
教育委員会	98	46	46.9	70	18	52	0
警察本部	59	22	37.3	32	20	12	0
その他（※）	13	2	15.4	2	0	1	1
合計	372	159	42.7	238	106	126	6
<参考>前年度 (対前年度増減数)	371 (1)	141 (18)	38.0 —	193 (45)	89 (17)	99 (27)	5 (1)

（※）出納事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局

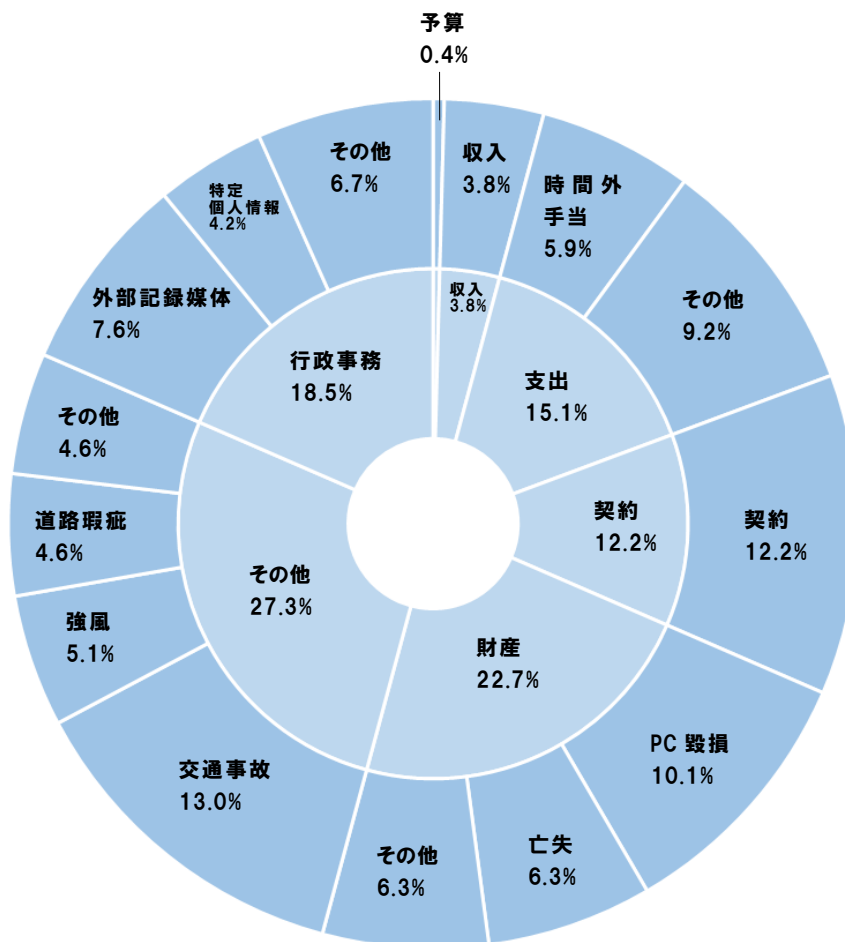
【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	備考
財務事務	104	88	2	194	
予算	0	0	1	1	
収入	4	5	0	9	
支出	23	12	1	36	
契約	9	20	0	29	
財産	11	43	0	54	うちノート型パソコンの損傷 24 件
その他	57	8	0	65	うち交通事故 31 件 道路管理瑕疵 11 件 強風被害 12 件
行政事務	2	38	4	44	うち外部記録媒体管理 18 件 特定個人情報管理 10 件
合計	106	126	6	238	

※監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上している。

【分野別の指摘事項等の割合】



(2) 主な指摘事項等と講じた措置

令和元年度に実施した定期監査における主な指摘事項等とそれに対して知事等が講じた措置は次のとおりです。

1 (収入) 納入通知書や督促状の発行に関する手続が不適正なもの

県が収入を受ける場合は、債務者に対して納入通知書を発行します。また、納期限内に納入がない場合は、督促状を発行しなければなりません。これらの発行がされていなかったり、遅延していたものが3機関においてありました。

組織的なチェック機能が働いていなかったことなどが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

現代陶芸美術館、下呂看護専門学校、岐阜土木事務所

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

道路占用料の収入事務において、占用料は許可をした日から1か月以内に徴収するよう納入通知書を発行しなければならないが、納入通知書の発行が許可後5か月以上経過した後に行われていたものがありました。また、未納者に対する督促状の発行を7か月以上遅延して行っていたものがありました。

(岐阜土木事務所)

【講じた措置】

- 1 調定決議兼収入金調書決裁後、速やかに納入通知書を発行するとともに、決議書の余白に納入通知書発付日を記入してからファイルすることとしました。また、発行漏れがないか確認するために、月に1回、上記ファイルをチェックすることとしました。
- 2 納期限を過ぎた収入未済について、収入未済一覧表で、週に1回確認することとしました。

2（支出）時間外勤務に係る手当等*1に関する誤り

23機関において、時間外勤務に係る手当等の支給対象時間や支給割合のほか、週休日の振替の取扱いなどを誤っていたことにより、過払 43,929 円と支払不足 79,148 円が発生していました。

いずれも、担当者の理解不足や不注意と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

広報課、競技スポーツ課、環境管理課、文化伝承課、国民健康保険課、多治見看護専門学校、下呂看護専門学校、企業誘致課、海外戦略推進課、食品科学研究所、中濃農林事務所、農業技術センター、中央家畜保健衛生所、岐阜土木事務所、西濃県事務所、関有知高等学校、可児工業高等学校、恵那農業高等学校、吉城高等学校、岐阜盲学校、恵那特別支援学校、養老警察署、郡上警察署

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

週休日の振替等により午前0時から午前5時までの間に勤務した際に、夜間勤務手当を支給すべきところ時間外勤務手当を支給したことなどにより、1名の職員について、夜間勤務手当2件 5,496 円が支払不足、時間外勤務手当3件 17,709 円が支払不足、2件 32,975 円が過払となっていました。

（中央家畜保健衛生所）

【講じた措置】

指摘事項については、直ちに手続きを行い、支払不足及び過払の金額の差額分が納入されたことを確認しました。

今後は、時間外勤務手当を適正に執行するため、当該事務の関係規定に関する理解をより一層深めるとともに、時間外勤務手当等計算支援ツールの入力方法を再度確認し、決裁時には複数名でのチェックを徹底することで再発防止に努めます。

*1 時間外勤務に係る手当等：時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当があります。

3（支出）補助金に関する誤り

補助金の交付事務において、交付金額の算定を誤ったり、事業完了後の審査が不適正だったものなどが9機関においてありました。

いずれも担当者の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

医療整備課、医療福祉連携推進課、地域福祉課、畜産振興課、揖斐農林事務所、中濃農林事務所、恵那農林事務所、教育財務課、大垣工業高等学校

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

岐阜県看護学生等県内定着促進事業費補助金において、県外の医療機関等に勤務する卒業生に係る費用は補助対象経費に含まないにもかかわらず含めていたことにより、補助金 19,000 円が過大交付となっていました。

（医療福祉連携推進課）

【講じた措置】

指摘事項については、監査結果を受けて担当課が過去3年分を調査した結果新たに見つかったものを含め、過大交付となっていた 49,000 円について県へ納付されたことを確認しました。

今後は補助金の交付事務において、補助要件を改めて確認し、検査の際には提出書類について、複数名での確認を徹底することにより、適正な処理を行うこととしました。

4（契約）不適切な契約事務

7機関において、契約審査会^{*2}の審査を受けることなく随意契約^{*3}をしていたものがありました。

いずれも、担当者の理解不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

産業技術総合センター、中央家畜保健衛生所、岐阜高等学校、岐山高等学校、岐阜総合学園高等学校、各務原高等学校、山県高等学校

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていました。

（産業技術総合センター）

【講じた措置】

契約事務及び検査事務手続きについて、会計職員への周知徹底を図りました。

今後は、入札及び契約を含む会計事務全般において岐阜県会計規則等を遵守するとともに、疑義が生じた場合には主務課や出納管理課へ照会するなど慎重に対応し、適正な会計事務処理に努めます。

*2 契約審査会：契約事務の公正を確保することを目的として、あらかじめ契約の内容や方法などにつき審査するため、部又は地方機関ごとに設置することとされています。少額の契約など、契約審査会の審査を受ける必要のない契約もあります。

*3 随意契約：経済性、契約手続の効率性、緊急性など法令で定められた一定の要件に該当する場合に限り、競争入札によることなく、県が随意に選んだ者と結ぶことができる契約。

5（財産）物品の損傷

24 機関において、職員が飲料をこぼす、液晶ディスプレイを閉じる際に異物を挟み画面を破損するなどによってノート型パソコン 28 台を損傷し、修繕料 1,945,666 円が支払われていましたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

廃棄物対策課、航空宇宙産業課、農政課、中濃農林事務所、岐阜教育事務所、羽島北高等学校、岐南工業高等学校、揖斐高等学校、土岐紅陵高等学校、恵那農業高等学校、益田清風高等学校、飛騨高山高等学校、吉城高等学校、岐阜蠶学校、揖斐特別支援学校、大垣特別支援学校、郡上特別支援学校、東濃特別支援学校、岐阜南警察署、岐阜北警察署、岐阜羽島警察署、北方警察署、関警察署、中津川警察署

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

飲料をこぼすなどによってノート型パソコン 3 台を損傷し、修繕料 158,112 円の支払が発生していました。

（大垣特別支援学校）

【講じた措置】

物品は県の大切な財産であることを認識し慎重に取り扱う必要があることを、職員会議において周知徹底しました。

今後も職員会議、朝礼等にて定期的に注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努めます。

6（その他）公用車の交通事故

公用車の交通事故で県側に過失があったもので、損害賠償額が確定したものが、31 機関で計 48 件（うち、過失割合が 100%の事故は 34 件）ありました。これらの交通事故により、損害賠償金 12,960,113 円、修繕料 3,991,343 円の支払が発生し、公用車 8 台が廃車等となっていましたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

秘書課、東濃県税事務所、自動車税事務所、西濃保健所、東濃保健所、飛騨保健所、中央子ども相談センター、国際たくみアカデミー、西濃農林事務所、可茂農林事務所、東濃農林事務所、恵那農林事務所、中央家畜保健衛生所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、美濃土木事務所、多治見土木事務所、下呂土木事務所、東濃県事務所、留置管理課、捜査第一課、警備第一課、岐阜南警察署、岐阜北警察署、各務原警察署、岐阜羽島警察署、海津警察署、関警察署、加茂警察署、可児警察署、多治見警察署

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

交差道路から国道に進入して右折しようとしたところ、前方から交差点に進入してきた直進車と接触したことなどによる4件の交通事故により、損害賠償金 1,371,079 円及び修繕料 819,244 円（うち相手方負担分 58,674 円）の支払が発生し、また、公用車が1台廃車となっていました。
（恵那農林事務所）

【講じた措置】

定期的開催する所内会議などで安全運転への注意喚起を行い、交通安全意識の浸透を図りました。また、今後安全運転の一助となるよう公用車にドライブレコーダーの設置を進めていきます。

7（その他）強風による毀損事故

強風による屋根材の落下により車両を損傷させたことなどによる毀損事故が 12 機関で計 22 件ありました。これらの事故により、損害賠償金 5,377,687 円の支払が発生しましたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めるよう求めました。

【該当機関】

管財課、農政課、揖斐土木事務所、下呂土木事務所、中濃県事務所、大垣養老高等学校、装備施設課、交通規制課、岐阜羽島警察署、海津警察署、郡上警察署、多治見警察署

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

台風による強風のため燃料倉庫等の屋根が破損し、屋根材が落下したことにより車両を損傷させた4件の毀損事故について、損害賠償金として1,533,007 円の費用負担が発生していました。

（管財課）

【講じた措置】

事故発生後速やかに、燃料倉庫は剥離した屋根材の撤去、職員宿舎は飛散防止のための応急措置を実施しました。

また、燃料倉庫は利用状況を踏まえて解体（令和元年 11 月 22 日完了）、職員宿舎の屋根は修繕工事（令和元年 11 月 29 日完了）を行うなど再発防止に努めます。

8（行政事務）外部記録媒体の不適切な管理

18機関において、外部記録媒体（USBメモリ、SDカード及び外付けハードディスクなど）を許可なく利用しているなど、管理が不適切なものがありました。

いずれも、担当者の理解不足や不注意と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

統計課、健康福祉政策課、医療福祉連携推進課、保健医療課、企業誘致課、関ヶ原古戦場整備推進課、農業技術センター、畜産研究所、道路建設課、公共建築課、可茂県事務所、岐阜教育事務所、大垣東高等学校、大垣西高等学校、大垣養老高等学校、郡上北高等学校、恵那南高等学校、人事委員会事務局

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に必要事項を記載させないまま職員に利用させているものや、当日のみ利用させる予定であったものに対して1か月以上返却を求めているものがありました。

（大垣養老高等学校）

【講じた措置】

職員会議において、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等に基づき、外部記録媒体の取扱い及び利用に関する手続について周知徹底を図りました。

今後は、情報セキュリティ取扱管理者による定期的な管理状況の確認と、職員の利用の都度、必要な事務処理の徹底を注意喚起し、再発防止に努めます。

9（行政事務）特定個人情報の不適切な管理

特定個人情報の管理について、取扱記録簿の記録漏れなど、10 機関において管理が不適切なものがありました。

いずれも、担当者の理解不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

財政課、県庁舎建設課、国民健康保険課、農業大学校、岐阜土木事務所、西濃県事務所、岐阜農林高等学校、郡上北高等学校、恵那高等学校、中津川工業高等学校

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものや、所属長の承認を得ずに特定個人情報を取り扱っていたものがありました。

（恵那高等学校）

【講じた措置】

指導事項については、監査後速やかに「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、所属長の承認を受けました。

同一業務であっても雇用職種ごとに特定個人情報の管理台帳及び特定個人情報記録簿を作成していたことから、同一業務に係る記録簿の集約を図りました。

また、今後は所属長の承認を得た記録を複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務処理に努めます。

10（行政事務）36協定に基づく手順が不適正なもの

時間外勤務について、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた「延長することができる時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事案が5機関においてありました。

いずれも、担当者の理解不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

多治見看護専門学校、食品科学研究所、可児工業高等学校、恵那農業高等学校、恵那特別支援学校

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた「延長することができる時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事案がありました。
(可児工業高等学校)

【講じた措置】

今後は、職員の時間外勤務時間について管理職職員を含め事務職員全員が共有し、繁忙期において36協定で定めた時間を超える時間外勤務が見込まれる場合は、業務内容や職員間での事務分担の見直しを行い、時間外勤務縮減に取り組みます。

(3) 監査の過程において述べた主な意見

監査の過程において、監査対象機関に対し、県財政、人事管理、事務事業等について、監査委員が述べた主な意見は次のとおりです。

■ 県財政について

- 予算成立直後に流用を行っているものがある。これは制度上認められているものであるが、必要性や理由を十分に検討したうえで行っていただきたい。
- 道路維持や森林整備等、今後継続的に実施していく事業については、長期的にどれだけの公費の投入が必要になるのかという予測をしっかりと行ったうえで、県民や議会の理解を得ながら進めていただきたい。

■ 人事管理について

- 災害時やCSF発生時における職員の時間外勤務について、過酷な勤務状況での事故や職員の健康状態が一番心配される。災害が発生した場合に時間外勤務が増えるのはやむを得ない部分もあると思われるが、適正な職員の勤務体制管理に努めていただきたい。
- 児童福祉司、獣医師、土木系技術職、警察官等の専門性の高い職種について、採用の広域化、他組織との連携やPRの強化を図るなどして、職員の確保に努めていただきたい。

■ 財務に関する事務の執行について

- 県税の滞納事案への対応については、売掛金の差押えや、差し押さえた車の公売方法等も含め、一層の工夫を行っていただきたい。
- 美術館や博物館は、大変良い所蔵品を保有しているので、自ら積極的に外に出ていく努力を一層強め、来館のきっかけを作っていただき財産のさらなる利活用に努められたい。

■ 事務事業について

- 事業をより効果的かつ効率的なものにするためには、適切なデータに基づいて計画・実施する必要がある。例えばうまくいっているグループとそうでないグループを比較してその原因を明らかにする、他県の状況を自県と比較するなど、データ収集の幅や分析の深さを今よりもさらに一歩進めて、より良い事業につなげていただきたい。
- 事業の実施に当たっては、成果（アウトカム）を見極めるための適切な指標を定めるとともに、事業完了後にはその後の状況を確認したり事業への参加者にアンケートを行うなどして事業の成果を確認して、次回への改善につなげていただきたい。
- 社会全体の介護離職や育児離職を減らしたい。小学校の夏休みの時期は特に子育てについて困っている方が多いので、男女共同参画社会の実現に向けてバックアップを行うよう教育委員会でもさらなる努力をしていただきたい。
- 子ども相談センターの体制整備については、圏域ごとに人やハード面の課題を整理し、整備のスケジュールにまで落とし込んだ「総合計画」のようなものを策定して計画的に進めることを検討していただきたい。
- 各地で工業団地等の開発を進めていく中で、都市計画との整合性がとれなくなってきているところがあるので、県全体としても都市計画の見直しを考えるのが望ましい。
- 地域や県の活性化については、例えば中心市街地やコンパクトシティの問題では自家用車と公共交通網の競合が課題となったり、新たなインターチェンジ周辺の開発には農地転用が必要になる場合があったり、ひとつの公共施設をどこに整備するかが市街地の人の流れに影響したりするなど、土地利用、産業振興、公共インフラ等を一体的に考える必要がある。リニア中央新幹線が整備されつつある中で県が主導的に果たすべき役割もあると思われるので、県全体でビジョンを共有して、市町村と協力しながら進めていただきたい。
- スマートフォンやSNSの普及により、いじめは一層把握しづらい状況になっている。普段から注意深く見守り、早期の把握に努められたい。いじめを把握した時は、特定の教師に任せるのではなく、学校を挙げて取り組んでいくことが必要であり、校長のリーダーシップが重要となる。スクールカウンセラー事業で配置された臨床心理士との情報交換やアドバイスは教師にとっても有用なのではないかと考える。
- 芸術、農業、森林経営、木材加工等の特定の知識や技術を習得するための教育・訓練機関は、社会のニーズをしっかりと踏まえ、卒業生が学んだことを生かして活躍できるよう、運営方法や教育・訓練の内容等を適切に見直していただきたい。
- スマート農業については、最先端の機器や技術を有する工業高校と、農業分野の知見を有しており機器や技術の使いどころがわかる農業高校が交流・連携することで、それぞれが有する施設と人材がより一層活用されるよう教育委員会でも検討していただきたい。

- 障がい者雇用に関しては、障がいを有する方が農業に関わる農福連携について、特別支援学校を所管する教育委員会でも推進していただきたい。
- 高等学校等において海外研修先の国を選定するにあたっては、前例にとらわれず、何を学習し身に付けてもらいたいのかを決め、それを踏まえてどの国に行くべきかを決める、という形で整理していただきたい。
- オリンピック・パラリンピックの際には今までとは全く違うスケールでの観光客等の来県が見込まれる。犯罪の危険度が増すと思われるので、しっかり対応していただきたい。

■ 指摘事項等が多い事案について

- 特定個人情報については、県民の情報が漏洩するようなことはなかったが、気を許すと大変な事態になる。不備に対する指導件数が増えていることもあるので、引き続き留意していただきたい。
- ノート型パソコンの毀損事故は、昨年に比べれば半減しており、改善の努力は認められるが、依然多数発生している。毀損の主な原因をみると、飲料をこぼした、液晶とキーボードの間に異物を挟んだなど、従前と同様であることから、財産管理の重要性や公金意識について一層の徹底を図るとともに、より具体的で実効性のある対策に取り組むなど、事故のさらなる減少に努めていただきたい。
- 交通事故については、件数や修繕費は昨年とほぼ同等となっている。会議等での職員への周知など、防止のための努力は認められるが、事故原因をみるとバックの際の後方確認の不十分など、単純な事案が多くみられることから、財産管理の重要性や公金意識について一層の徹底を図るとともに、より具体的で実効性のある対策に取り組むなど、事故のさらなる減少に努めていただきたい。

4 随時監査

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、必要があると認めるときに行う随時監査は、不適正事案の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ち監査を実施しました。

監査結果の概要

収入証紙の出納管理を中心に、売りさばきを行っている11機関（13か所）を監査した結果、6機関において、指摘事項1件、指導事項5件が認められました。

【監査対象機関】

①出納管理課②西濃県事務所③揖斐県事務所④中濃県事務所（郡上市駐在を含む）⑤可茂県事務所⑥東濃県事務所⑦恵那県事務所⑧飛騨県事務所（下呂市駐在を含む）⑨岐阜県税事務所⑩岐阜保健所⑪古川土木事務所

【主な監査結果の内容】

- 指定売りさばき人*への払出が収入証紙関係出納簿に記載されていなかったもの（揖斐県事務所、飛騨県事務所）
- 収入証紙関係出納簿の各月の累計に係る摘要欄に、収支等命令者の確認印が漏れていたもの（中濃県事務所、恵那県事務所、飛騨県事務所、岐阜保健所、古川土木事務所）
- 当月分の収入証紙関係出納簿が鉛筆で記載されていたほか、複数の記載誤りが認められたもの（恵那県事務所）

【講じた措置】

- 収入証紙売りさばき事務取扱に関する通知を再度周知徹底します。
- 各月の累計及び残数量の確認を行った際には速やかに確認印を押印するとともに、会計員相互で確認し合うこととします。
(飛騨県事務所)
- 受払の都度ボールペンにより記載するとともに、複数者で記載内容の確認を行います。
(恵那県事務所)

* 指定売りさばき人：証紙の売りさばきについて県又は知事の指定を受けた者（銀行、職員互助会、市町村等）

5 財政的援助団体等監査結果

県が資本金等の4分の1以上出資等している団体（出資・出捐^{えん}団体）、県が補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）、公の施設の指定管理者となっている団体について、計48団体を選定して監査を実施しました。

（1）指摘事項等の概要

監査を実施した結果、15団体に対する指摘事項7件及び指導事項15件並びにこれらの団体を所管している県の7機関に対する指摘事項4件及び指導事項4件について、是正又は改善を求めました。

【指摘事項等の件数】

（単位：団体、件）

区 分	監査実施団体数		団体の 指摘事項等の件数			所管機関の 指摘事項等の件数		
		指摘事項 等あり	指摘	指導	検討	指摘	指導	
出資・出捐 ^{えん} 団体	21	7	12	4	8	0	0	0
補助金等交付団体	18	5	5	3	2	0	4	3
指定管理者	9	3	5	0	5	0	4	1
合 計	48	15	22	7	15	0	8	4

（2）主な指摘事項等

1（出資・出捐^{えん}団体）決算の正確性に関するもの

6団体の決算において、減価償却額^{*1}の計算を誤って固定資産の帳簿価額を過大に計上していたものや、財務諸表に対する注記の記載を誤っていたものなど、各団体の会計基準等に基づく事務が適正に行われていないものがあつたので、是正又は改善を求めました。

【該当団体】

（社福）岐阜県福祉事業団、（地独）岐阜県立多治見病院、（公大）岐阜県立看護大学、（一財）飛騨地域地場産業振興センター、（一社）岐阜県農畜産公社、（一財）岐阜県魚苗センター

*1 減価償却額：固定資産の価値の減少分について、決算期毎に一定の計算基準により費用として配分した額のこと

2（補助金等交付団体）補助金を過大に受給及び交付していたもの

2団体の補助金受給において、補助対象経費に一部の経費を重複計上したものや、補助事業者が支払っていない経費を計上したことから補助額の算定を誤り、補助金を過大に受給していたので、当該法人及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

（公社）岐阜病院〈医療福祉連携推進課〉、ぎふ農業協同組合〈農業経営課〉

3（指定管理者）指定管理業務が適切に行われていなかったもの

岐阜県飛騨牧場の管理運営業務において、畜舎等の維持管理に必要な消毒剤等の動物用医薬品（劇薬）を使用していますが、医薬品医療機器等法の規定に基づく貯蔵管理を適正に行っていなかったため、指定管理者及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

（一社）岐阜県農畜産公社〈畜産振興課〉

※令和元年度の指摘事項等については、今後、改善状況の報告を求めるとともに、その検証を行っていきます。

(3) 監査の過程において述べた主な意見

【出資・出捐^{えん}団体】

- ・（公財）岐阜県教育文化財団においては、岐阜県障がい者芸術文化支援センターという障がい者芸術の拠点を設けたことは評価できる。県内の文化団体との連携をさらに深めるとともに、民間企業等の資金の一層の活用を図られたい。
- ・（一社）岐阜県農畜産公社においては、今後の地価の動向等によっては長期保有農地について減損損失を計上する必要が生じるリスクがあることから、その対応について十分に検討されたい。
- ・岐阜県土地開発公社においては、先行取得した長期保有地の取扱いについて県と協議しながら検討を進められたい。
- ・岐阜県住宅供給公社においては、民間の知見を取り入れ、住居に対する需要の動向に対応して、若年層の志向に合った住宅や福祉サービスと連携した高齢者向け住宅の供給など、その役割をさらに進められたい。

【補助金等交付団体】

- ・（社福）めひの野園においては、補助金で事業所を整備した後、事業所の就労支援事業収益が前年度と比べて落ち込んでいるが、事業所が継続的に運営され、県民サービスの維持・向上に寄与することができるよう、引き続き事業所の健全運営に努められたい。
- ・大野町においては、補助対象であるイベントの来場者が前年度に比べて減少している。来年度も開催する場合は、減少の原因分析を踏まえて適切な方策を講じられたい。

【指定管理者】

- ・ふれあいファシリティズ（岐阜県県民ふれあい会館）においては、今日において良質な生の音楽を聴くことができる貴重な機会を提供しているところ、特に子供を対象とした企画を増やすよう努められたい。
- ・郡上市（清流長良川あゆパーク）においては、来園者数が受入可能数を超える状況に対しても、近隣の施設等とも連携しながら、利用客への適切なサービスが確保されるよう努力されたい。

6 決算審査（一般会計・特別会計）

平成30年度の一般会計及び特別会計*¹について審査を実施し、その意見を令和元年9月6日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか
- ③ 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか

（1）審査の結果

決算の計数は正確であることを確認し、予算の執行もおおむね適正かつ効率的に行われているものと認めました。また、財産の取得、管理及び処分についても、定期監査において是正・改善を要する事項が認められたものの、おおむね適正であると認めました。

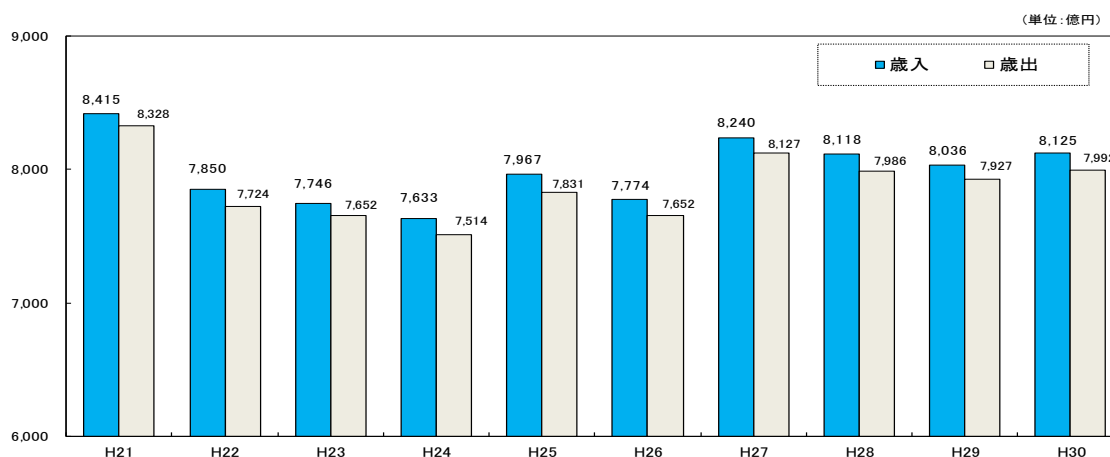
（2）決算の概要

平成30年度の一般会計の歳入総額は約8,125億円、歳出総額は約7,992億円で、実質収支*²は約66億円の黒字でした。また、特別会計の歳入総額は約3,051億円、歳出総額は約3,014億円で、実質収支は約35億円の黒字でした。しかし、財政構造の弾力性を示す決算に基づく経常収支比率*³は93.0%であり、依然として財源に十分な余裕がないことを示しています。

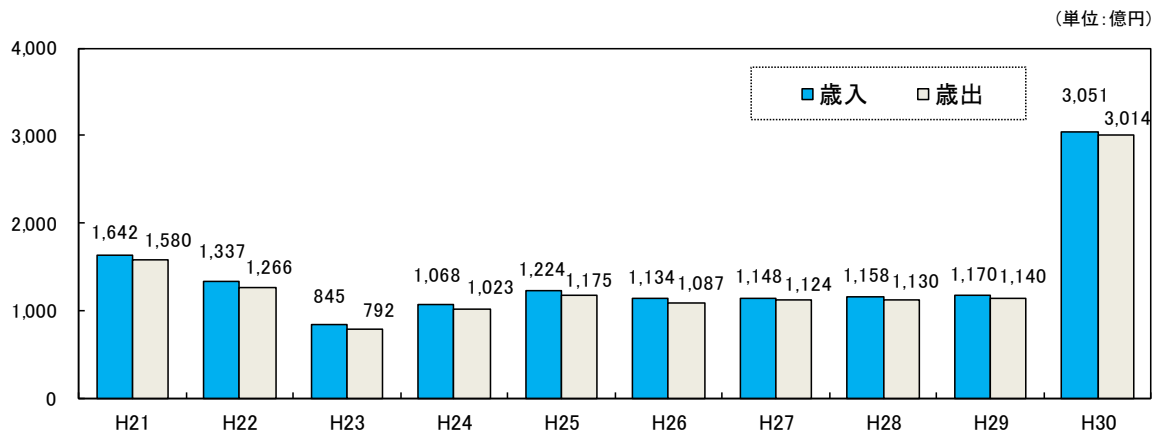
また、実質公債費比率*⁴は8.2%、平成30年度末の県債発行残高*⁵は約1兆5,741億円、基金残高*⁶は約1,512億円でした。

（注）*1～*6の説明はP26を参照してください。

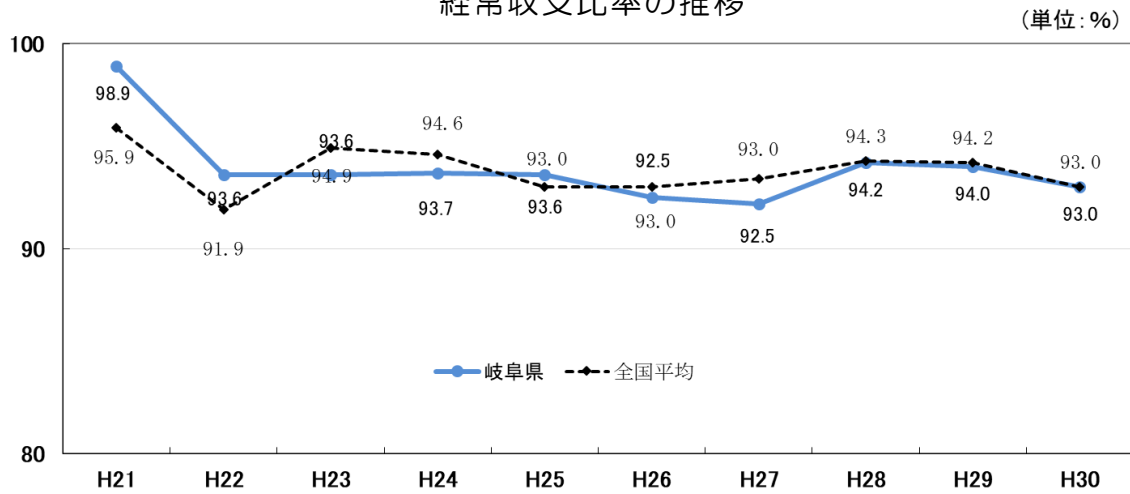
歳入・歳出決算額の推移（一般会計）



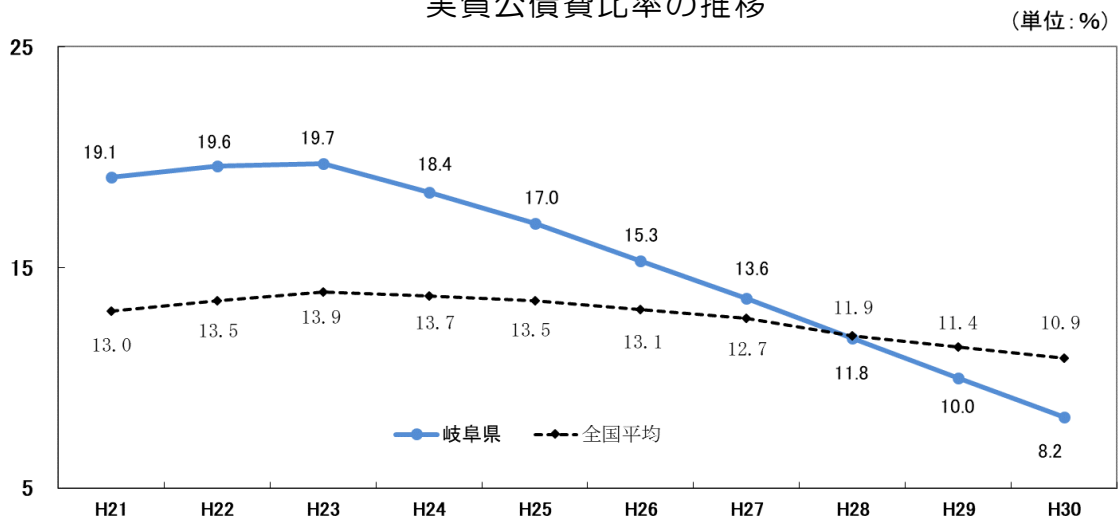
歳入・歳出決算額の推移（特別会計）



経常収支比率の推移



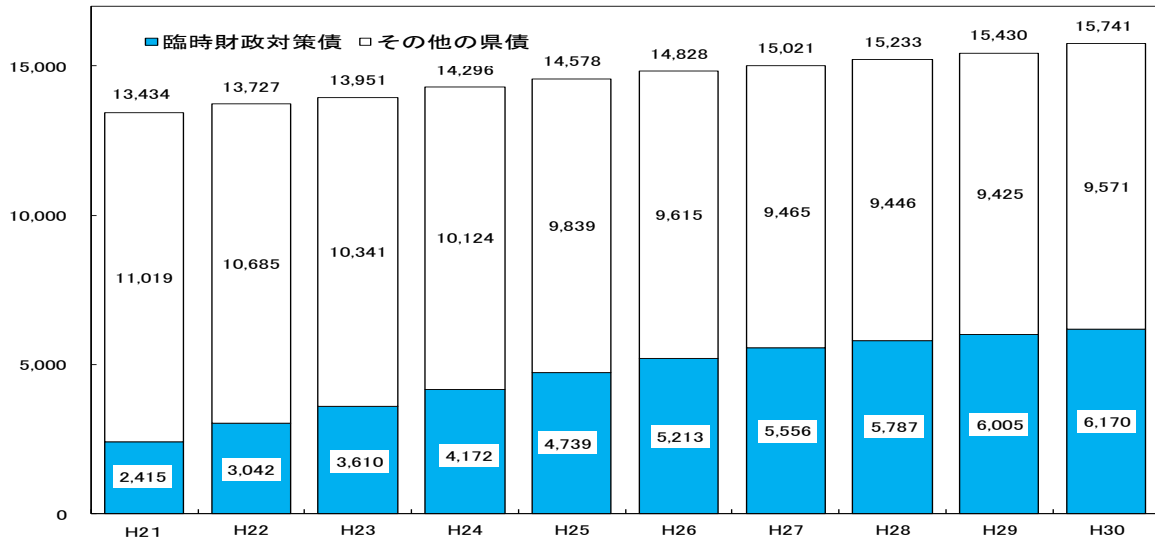
実質公債費比率の推移



* 全国平均の比率は総務省公表数値による

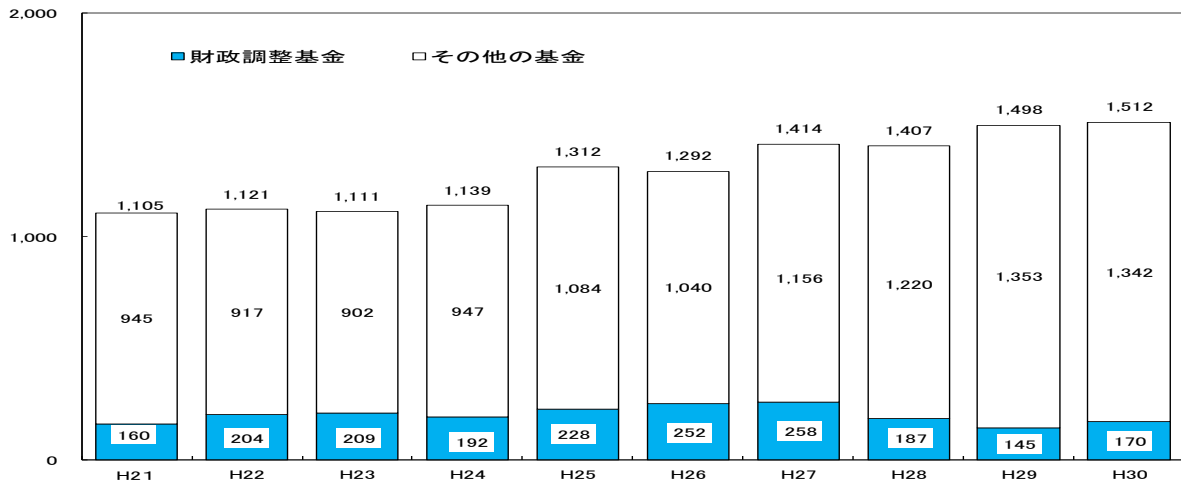
県債残高の推移

(単位：億円)



基金残高の推移

(単位：億円)



(3) 審査意見の概要

○県財政の現状及び行財政改革の取組み

県財政の現状を各種財政指標等でみると、経常収支比率は依然として高い水準にあります。

実質公債費比率は7年連続で低下し、県財政に対する公債費負担は改善傾向がみられるものの、豪雨災害の復旧事業などのための県債発行や、地方交付税の代わりとして発行する臨時財政対策債^{*7}の増加により県債残高全体が増加しており、令和3年度以降公債費は増加に転ずることが見込まれていることから、県財政は依然として厳しい状況にあります。

このため、県は、これまでの行財政改革の取組みと成果、新たな課題、向こう10年間の財政見通しを踏まえ、今後の行財政改革の方向性及び具体的な取組みを新たに「岐阜県行財政改革指針2019」として取りまとめました。

○効率的・効果的な事業の実施及び歳入の確保

県は、「行財政改革の取組み」に基づき、事務の改善及び事業の見直しに取り組んでいるところですが、引き続き効率的で質の高い行政サービスの提供に向け、継続的に事務事業の見直しを実施するよう求めました。

また、公共施設等の老朽化対策については、県は長期的な観点から「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」を策定しているところですが、引き続き、公共施設等の計画的・効率的な維持管理、維持保全や再整備等により、財政負担の最小化・平準化に努めるよう求めました。

○歳入の確保

個人県民税の収入未済額は、前年度に比べ約2億5千万円ほど減少しましたが、依然として県税の収入未済額の約68%を占めていることから、徴収事務を行っている市町村との連携を一層強化して徴収率向上に努めるよう求めました。また、県税以外の収入では、貸付金償還金において多額の収入未済が生じているものがあったので、様々な観点から新たな取組みについて積極的に検討を行うことを求めました。

○財務関係事務の適正化

定期監査を実施したところ、物品の管理事務において亡失していた事案など、是正・改善を要する事項が見受けられたため、同様の事態が発生しないよう、公金意識やコスト意識を徹底させ、法令等を遵守し、適正かつ効率的な事務の執行に努めるよう求めました。

○今後の県政運営

社会保障関係経費等や公債費等義務的な経費、庁舎や道路等のインフラ施設の老朽化に伴う維持管理費の増加など、将来にわたって避けられない歳出の増嵩が予想されるため、引き続き不断の行財政改革に取り組むことにより、持続可能な財政運営の確保に努めることを求めました。

また、地方自治法の一部改正を踏まえ、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制の整備に計画的に取り組んでいくよう求めました。

* 1 特別会計

地方公共団体の特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てたりするため、一般会計から分離して別に収支管理を行う会計です（平成31年3月末現在11会計）。

* 2 実質収支

歳入決算額と歳出決算額の差引き（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額です。

* 3 経常収支比率

経常的経費（人件費、公債費等）のために、経常一般財源（地方税、普通交付税等）がどれだけ充当されたかを表す比率で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。比率が低いほど財源に余裕があることを示します。

* 4 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。

* 5 県債発行残高

県債発行に伴う未償還金の合計残高です。借入れと同一年度内に償還する借入金は含まれません。また、元金のみを計上し、利息は含まれません。

* 6 基金残高

条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産の残高です（平成31年3月末現31基金）。

* 7 臨時財政対策債

地方の財源不足を補てんするために、地方交付税の一部を振り替えて発行される地方債のことです。

7 決算審査(公営企業会計)

平成30年度の公営企業会計^{*1}について審査を実施し、その意見を知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算諸表は、関係法令に準拠し、会計原則に基づいて作成され、計数は正確であるか
- ② 決算書類は経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 各事業は効率的に実施され、公共の福祉を増進するよう運営されているか

(1) 審査の結果

決算諸表は、関係法規に準拠し、会計原則に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、事業の経営については、企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するといった経営の基本原則に沿って行われているものと認めました。

(2) 審査意見の概要

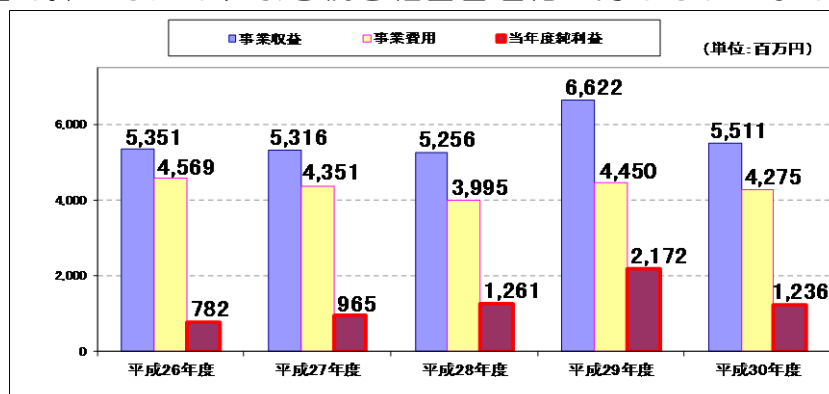
◇水道事業会計

決算諸表については、一部の建物において、固定資産台帳に設定された耐用年数が法定耐用年数と異なっていたことから、引き続き同台帳を精査し、早期に減価償却費の計上を適正なものにする必要があります。

事業の運営については、平成30年6月末の豪雨時に東濃・可茂間で水を融通することで断水を未然に防いだ事案のように、防災訓練や市町等関係機関との連携が効果を上げていることが認められます。

経営については、平成30年度の水道事業収益は55億1,194万円余で、水道事業費用は42億7,543万円余でした。この結果、当年度の純利益は12億3,650万円余と、36年間にわたって黒字決算を持続しています。また、自己資本構成比率^{*2}は82.9%と前年度より1.5ポイント高くなるなど、経営状況は健全といえます。

今後、給水人口の減少に伴い、水需要の減少が予測される中で、長期的な施設の修繕や更新に必要な資金を確保しつつ将来の水道料金への影響を極力抑えるため、引き続き経営合理化に努めるよう求めました。



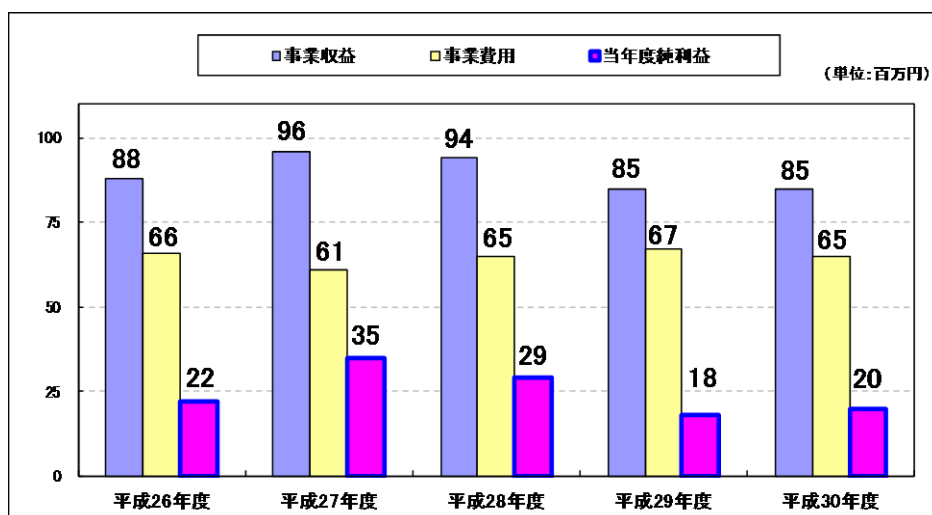
◇工業用水道事業会計

平成30年度の工業用水道事業収益は8,536万円余で、工業用水道事業費用は6,567万円余でした。この結果、当年度の純利益は1,969万円余と、前年度に比べ163万円余の増加となりました。また、経営の根幹をなす給水量は、契約水量が増加したことなどから、前年度に比べ3.5%増加しており、施設利用率^{*3}も37.5%と前年度に比べ1.3ポイント高くなっています。

しかし、一般会計からの借入金が4億7,833万円余あること、今後必要となる施設改修等に対して内部留保資金(9,835万円余)が十分確保されているとは言い難いことなどから、脆弱な経営基盤となっています。

また、総務省が要請している中長期的な経営の基本方針である「経営戦略」については、今後の水需要を把握した上で、それに見合った施設整備などについて十分な検討を行い、令和2年度末までに策定を進める必要があります。

今後も引き続き、関係部局や関係市町と連携を深め、水需要の新規開拓に向け努力するとともに、既受水企業へも増量契約を図るなど、給水収益の向上につながる戦略的な取組を行い、経営の安定化、健全化に努めるよう求めました。



* 1 公営企業会計

地方公営企業法第2条に規定されている地方公共団体が経営する水道事業などの企業部門の会計です(平成31年3月末現在 水道事業会計、工業用水道事業会計)。

* 2 自己資本構成比率

$$\{(\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}) / (\text{負債} + \text{資本})\} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合を示すもので、企業の自己資本調達度を判断する指標。比率が高いほどよく、経営が安定していることを示しています。

* 3 施設利用率

$$1 \text{ 日平均配水量} / 1 \text{ 日配水能力} \times 100$$

1日平均配水量(年間総配水量を年日数で除したもの)を1日配水能力(配水施設の容量)で除したもので、配水能力のうちどれくらいが実際に利用されているかを示す指標。比率が高いほどよく、施設が無駄なく利用されていることを示しています。

8 健全化判断比率及び資金不足比率審査

平成30年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算をもとに、健全化判断比率^{*1}とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、また、公営企業会計の決算をもとに、資金不足比率^{*2}とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれ審査を実施し、その意見を令和元年9月6日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率は正確であるか
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか

審査の結果

一般会計、特別会計及び公営企業会計について、健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていました。

また、公営企業会計について、資金不足は発生していませんでした。

＜平成30年度の健全化判断比率＞ (単位：%)

区 分	岐阜県	法定基準	
		早期健全化基準 *3	財政再生基準 *4
実質赤字比率	-	3.75	5.00
連結実質赤字比率	-	8.75	15.00
実質公債費比率	8.2	25.0	35.00
将来負担比率	206.1	400.0	

(注) 「-」：実質収支が黒字のため算定不要。

* 1 健全化判断比率

財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、以下の4つの財政指標の総称です。

①実質赤字比率

地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（岐阜県においては、一般会計と9の特別会計（流域下水道特別会計及び国民健康保険特別会計を除く）が対象）。

②連結実質赤字比率

水道事業など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

③実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

④将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社・第三セクター等が対象）。

* 2 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。

* 3 早期健全化基準

財政が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

* 4 財政再生基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

9 住民監査請求に基づく監査

県民から1件の住民監査請求がありました。

- 公共道路改築（国）256号（山県市伊佐美地域）の丈量測量委託業務契約について住民監査請求があり、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却しました。

(参考1) 指摘事項等の推移

定期監査、随時監査、財政的援助団体等監査の指摘事項等の件数について、過去5年分の推移をまとめました。

(1) 定期監査

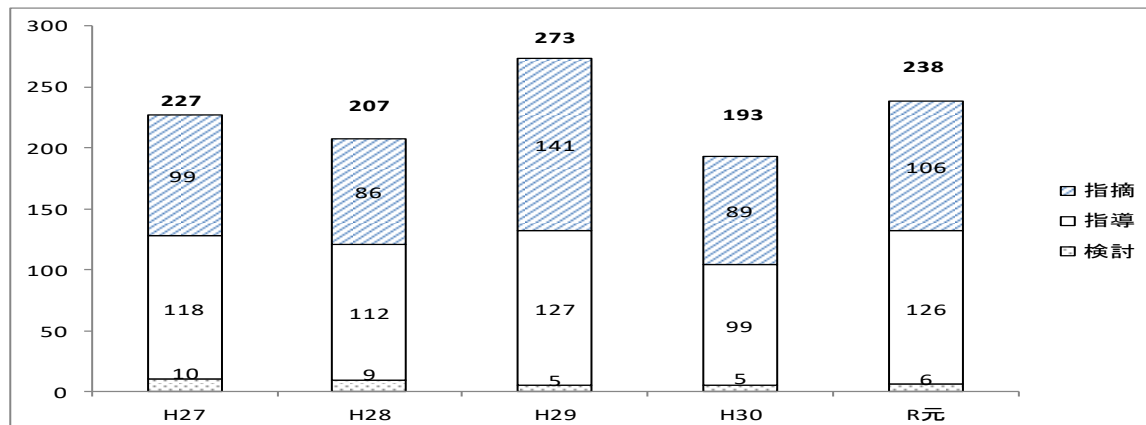
【指摘事項等の件数】

(単位：件)

部局名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	5ヶ年 の合計	1ヶ年 平均
知事部局	135	120	160	110	134	659	131.8
教育委員会	70	47	76	51	70	314	62.8
警察本部	22	40	36	31	32	161	32.2
その他	0	0	1	1	2	4	0.8
合計	227	207	273	193	238	1,138	227.6

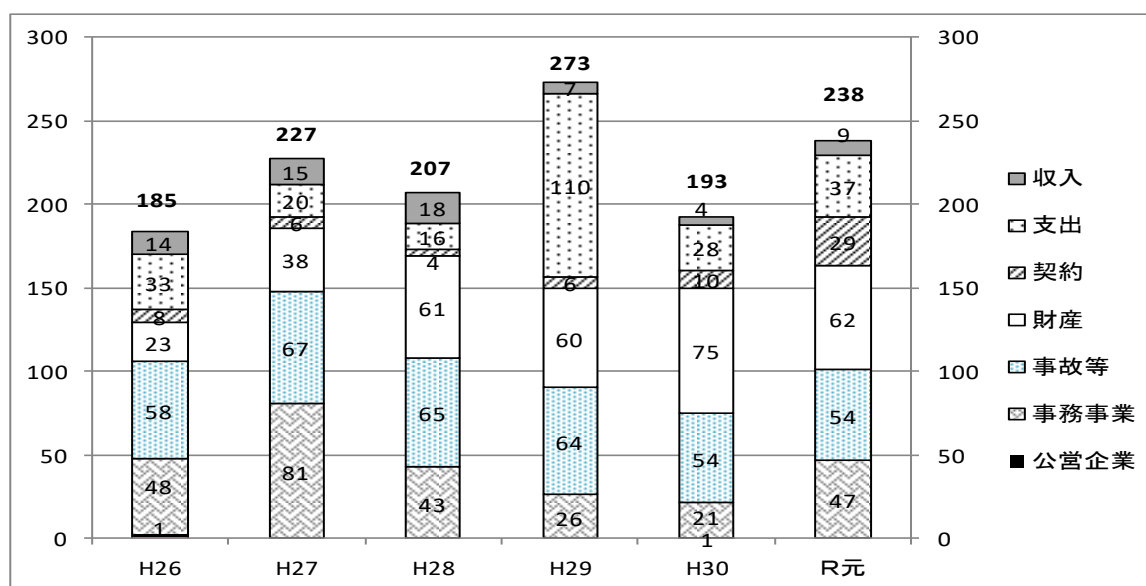
【指摘事項等の内訳】

(単位：件)



【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)



- 「収入」・・・収入事務（調定や督促等）に不備があったもの
- 「支出」・・・支払事務等に不備があったもの
- 「契約」・・・収入や支出の原因となる契約事務に不備があったもの
- 「財産」・・・物品、土地・建物、債権等の財産管理に不備があったもの
- 「事故等」・・・公用車による交通事故や県が管理している道路等の管理瑕疵に起因した事故など
- 「事務事業」・・・財務以外の事務の執行で情報管理等の見直しを求めたもの
- 「公営企業」・・・公営企業会計事務に不備があったもの

(2) 随時監査（抜き打ち）

【監査対象機関と指摘事項等の件数】

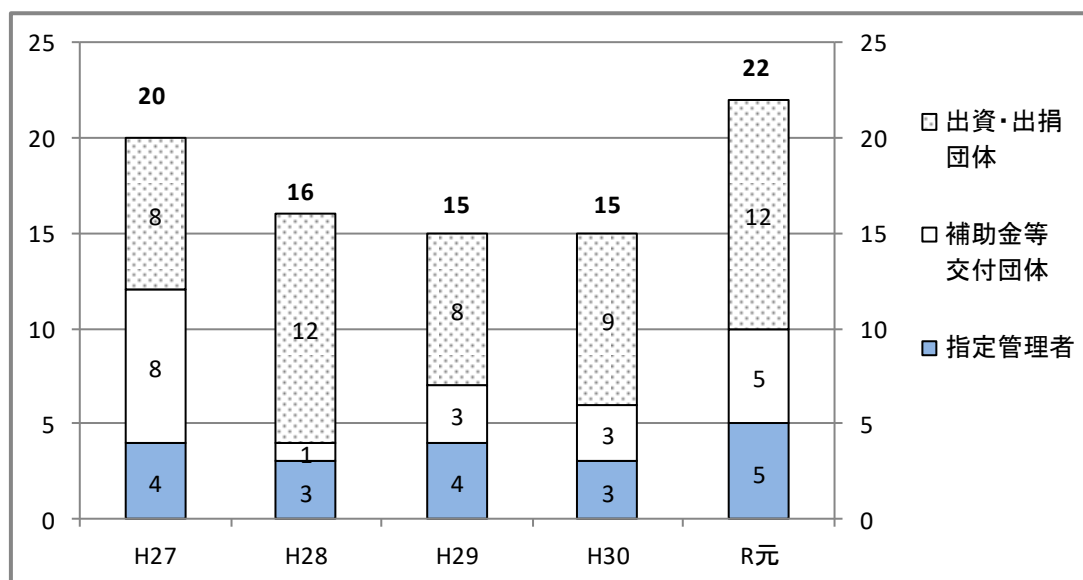
(単位：件)

年度	監査対象機関数	指摘事項等の件数
平成27年度	2	0
平成28年度	6	9
平成29年度	6	2
平成30年度	6	0
令和元年度	11	6

(3) 財政的援助団体等監査

【団体の指摘事項等の件数】

(単位：件)



	出資出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者	
	指摘事項等 あった団体数	監査実施 団体数	指摘事項等 あった団体数	監査実施 団体数	指摘事項等 あった団体数	監査実施 団体数
平成27年度	7	22	7	20	4	11
平成28年度	8	25	1	20	3	11
平成29年度	8	21	3	20	4	13
平成30年度	7	24	2	20	3	9
令和元年度	7	21	5	18	3	9

(参考2) 包括外部監査

包括外部監査人による監査*について、その結果に関する報告の提出を受け、これを公表しました。

■ 令和元年度のテーマ

「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」

* 監査結果については、岐阜県監査委員事務局のホームページに掲載しているほか、岐阜県行政管理課のホームページでもご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

監査委員事務局

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kansa/gaibu-kansa/15401/gaibu.html>

行政管理課

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kansa/gaibu-kansa/c11127/>

* 包括外部監査人による監査

地方自治法に基づき、知事が毎会計年度、弁護士、公認会計士等と包括外部監査契約を締結し、その包括外部監査人が特定のテーマについて県や関連団体に対して行う監査です。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議